（障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令の一部改正）

第六十九条　障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和五十年厚生省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（届書の記載事項） **第十二条**　第七条から第十条までの届書には、届出者の氏名及び住所並びに届出の年月日を記載しなければならない。	（届書の記載事項） **第十二条**　第七条から第十条までの届書には、届出者の氏名、住所及び届出の年月日を記載し、押印しなければならない。ただし、届出者の氏名を自署により記載する場合にあつては、押印を省略することができる。
（口頭による請求） **第十七条**　（略） ２　前項の陳述を聴取した当該職員は、陳述事項に基づいて所定の請求書又は届書の様式に従つて聴取書を作成し、これを陳述者に読み聞かせた上で、陳述者とともに氏名を記載しなければならない。	（口頭による請求） **第十七条**　（略） ２　前項の陳述を聴取した当該職員は、陳述事項に基づいて所定の請求書又は届書の様式に従つて聴取書を作成し、これを陳述者に読み聞かせた上で、陳述者とともに記名押印しなければならない。

様式第一号（表面）中「㊞」を削る。